

桑名市共同浴場条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市条例第9号

桑名市共同浴場条例等の一部を改正する条例

(桑名市共同浴場条例の一部改正)

第1条 桑名市共同浴場条例(平成19年桑名市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中「小学生」の次に「及び義務教育学校前期課程の児童」を加える。

(桑名市長島ふれあい学習館条例の一部改正)

第2条 桑名市長島ふれあい学習館条例(平成17年桑名市条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「中学生」の次に「及び義務教育学校後期課程の生徒」を加える。

(桑名市スター21条例の一部改正)

第3条 桑名市スター21条例(平成30年桑名市条例第63号)の一部を次のように改正する。

別表基本額イ 個人利用の表中「中学生」の次に「及び義務教育学校後期課程の生徒」を加える。

(桑名市陽だまりの丘生涯学習交流センター条例の一部改正)

第4条 桑名市陽だまりの丘生涯学習交流センター条例(平成30年桑名市条例第64号)の一部を次のように改正する。

別表基本額イ 個人利用の表中「中学生」の次に「及び義務教育学校後期課程の生徒」を加える。

(桑名市六華苑条例の一部改正)

第5条 桑名市六華苑条例(平成30年桑名市条例第66号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「中学生」の次に「(義務教育学校後期課程の生徒を含む。)」を加え、同表備考第1項中「小学生」の次に「及び義務教育学校前期課程の児童」を加える。

(桑名市まちづくり協議会条例の一部改正)

第6条 桑名市まちづくり協議会条例(令和2年桑名市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「小学校区」の次に「及び義務教育学校区」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。